

工事請負契約における 設計変更ガイドライン

令和8年3月 改定
(平成26年6月 策定)

土 浦 市

目 次

1	設計変更ガイドライン策定の目的 ……………	1
(1)	適切な設計変更の必要性……………	1
(2)	契約図書への位置づけ……………	1
2	設計変更の基本事項 ……………	1
(1)	定義……………	1
(2)	変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合の対応……………	2
(3)	先行指示書等への概算額の記載……………	2
(4)	発注者の留意事項……………	3
(5)	受注者の留意事項……………	3
3	設計変更が「不可能」な場合 ……………	4
4	設計変更が「可能」な場合 ……………	4
5	設計変更が「可能」な場合の手續と具体的な事例 ……………	5
(1)	設計図書に誤り又は脱漏がある場合……………	5
(2)	設計図書の表示が明確でない場合……………	6
(3)	設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と 実際の工事現場が一致しない場合……………	7
(4)	工事中止の場合の手續……………	8
(5)	「設計図書の照査」の範囲を超えるもの……………	9
(6)	受注者からの請求による工期の延長……………	10
(7)	発注者の請求による工期の短縮……………	11
(8)	設計変更手續フロー……………	12
(9)	設計変更に関わる資料の作成……………	13
6	条件明示について ……………	13
7	関連事項 ……………	13
(1)	自主施工の原則について……………	13
(2)	施工方法等の指定・任意の考え方……………	13
(3)	施工方法等の指定・任意の使い分け……………	14
8	設計変更事例（主な事例） ……………	15～23

《参考文献》

公共土木工事設計変更事例集 日本建設情報総合センター 山海堂：(㊦)

【参考図書】

工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）R7.3 関東地方整備局
営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）R2.6 国土交通省
営繕工事請負契約における設計変更ガイドラインQ&A（案）H27.10 国土交通省
土木工事共通仕様書 R5.4 茨城県土木部・企業局

1 設計変更ガイドライン策定の目的

本ガイドラインは、設計変更を行う際の、発注者及び受注者双方の留意点や設計変更を行う事例を明示することで、受発注者間で認識・解釈の違いが出ないように共通認識をもち、契約における責任の所在の明確化及び契約内容の透明性の向上を図り、もって手続の円滑化、適正化を図ることを目的とする。

(1) 適切な設計変更の必要性

公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という。）の基本理念に、「請負契約の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、（中略）適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期を定める公正な契約を締結し、（略）」と規定され、同法に基づく基本方針には、「発注者は、（中略）、契約後に施工条件について予期することができない特別な状態が生じる等により、工事内容の変更等が必要となる場合には、適切に設計図書の変更を行い、それに伴い請負代金の額及び工期に変動が生じる場合には、適切にこれらの変更を行うものとする。」と規定されている。

(2) 契約図書への位置づけ

工事請負契約書（以下「契約書」という。）により契約した工事において、設計変更手続の円滑な実施及び活用の促進を図るため、契約の一事項として扱うこととし、特記仕様書又は工事仕様書（以下「特記仕様書等」という。）へ、その旨を記載すること。

特記仕様書等の記載例

設計変更等

設計変更等については、契約書第18条から第25条、土木工事にあつては、茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書共通編1-1-1-14から1-1-1-16、営繕工事にあつては、公共建築工事標準仕様書1.1.8から1.1.10に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン [土浦市]：令和8年3月改定」によることとする。

2 設計変更の基本事項

(1) 定義

ア 設計変更とは、契約書第18条又は第19条の規定により図面又は仕様書を変更することとなる場合において、契約変更の手続の前に当該変更の内容をあらかじめ受注者に指示することをいう。

イ 契約変更とは、契約書第24条又は第25条の規定により協議し、工期又は請負代金額の変更の契約を締結することをいう。

※ 設計変更＝契約変更ではないので注意

ウ 軽微な設計変更とは、次に掲げるもの以外のものをいう。

(ア) 構造、工法、位置及び断面等の変更で重要なもの。

(イ) 新工種に関わるもの。

(ウ) 単価若しくは一式工事費の変更が予定されるもので、それぞれの変更見込金額又はこれらの変更見込金額の合計額が請負代金額の20%を超えるもの。

エ 設計図書とは、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。また、土木工事においては、工事数量総括表を含むものとする。

オ 設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

カ 協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。

キ 指示とは、契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。(設計図書の変更に該当する。)

ク 承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員又は受注者が書面により同意することをいう。(設計図書の変更ではない。)

(2) 変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合の対応

変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合においては、一体施工の必要性から分離発注できないものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこととする。(関係課と協議を行うこと。)

この場合において、変更見込金額(変更累計金額)が請負代金額(当初請負代金額)の30%を超えたことのみをもって設計変更に応じない、若しくは、設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことは、あってはならない。

(3) 先行指示書等への概算額の記載

設計変更を行う場合は、指示書等の書面にその内容に伴う増減額の概算額を記載する。ただし、受注者からの協議により変更する場合にあっては、協議時点で受注者から見積書の提出を受けた場合に限る。

ここで記載する概算額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。このとき、概算金額の算出条件を明確にする。

なお、緊急的に行う場合又は何らかの理由により概算額の算定に時間を要する場合は、「後日通知する」ことを添えて指示を行うものとする。

ア 発注者からの先行指示の場合

(ア) 発注者から指示を行い、契約変更手続を行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、必ず書面(指示書等)にて指示を行う。

(イ) 指示書には、変更内容による変更見込概算額を記載することとし、記載できない場合にはその理由を記載する。

(ウ) 概算額については、類似する他工事の事例や設計業務等の成果、協会資料などを参考に記載することも可とする。また、記載した概算額の出典や算出条件等について明示する。

(エ) 概算額は、十万円単位を基本（十万円以下の場合は一万円単位）とする。

イ 受発注者間の協議により変更する指示書の場合

(ア) 受発注者間の協議に基づき、契約変更手続を行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、必ず書面（指示書等）にて指示を行う。

(イ) 指示書には、変更内容による変更見込概算額を記載する。

(ウ) 概算額の明示に当たっては、協議時点で受注者から見積書の提出があった場合に、その見積書の妥当性を確認し、妥当性が確認された場合は、その見積書の額と、受注者の提示額であることを指示書に記載する。受注者から見積書の提出がない場合は、概算額を記載しない。

(エ) 概算額は、十万円単位を基本（十万円以下の場合は一万円単位）とする。

(4) 発注者の留意事項

ア 現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成

需給の状況、経済社会情勢の変化、施工条件（自然条件を含む。）を勘案するとともに、工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図る。

イ 適切な施工条件の明示

請負工事の施工は、設計図書に従い行われるため、発注者は、受注者が工事の目的に沿った適切な施工ができるよう、設計図書に必要な施工条件の明示を必ず行う。（品確法第7条第1項第12号）

ウ 変更内容の検討

当初設計の考え方や設計条件を再確認した上で、当該事業（工事）での変更の必要性を明確にし、設計変更は契約書第19条に基づき書面で行う。（規格の妥当性、変更対応の妥当性（別途発注ではないか）を明確にする。）

エ 書面による指示

設計変更を行う場合は、関係部局との調整後、受注者に対して工事打合せ簿により、速やかに書面による指示を行わなければならない。

オ 設計変更に伴う契約変更の手続

設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末（債務負担行為又は継続費に係る契約においては、各会計年度の末及び工期の末）に行うことをもって足りるものとする。

(5) 受注者の留意事項

ア 設計図書の精査

契約書18条第1項により、工事の着手に当たって設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、できるだけ早い段階で発注者と「協議」し、進めることが重要である。

イ 書面による協議

発注者への通知、協議は書面によるものとし、設計変更に関わる施工は書面による指示を受けてから施工すること。（独自の判断で施工しない。）

3 設計変更が「不可能」な場合

下記のような場合においては、原則として設計変更できない。

ア 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合。

イ 発注者と「協議」をしているが、協議の回答（指示）がない時点で施工を実施した場合。

ウ 「承諾」で施工した場合。

エ 契約書（第18条から25条）、土木工事共通仕様書（1-1-1-14から1-1-1-16）、公共建築工事標準仕様書（1.1.8から1.1.10）に定められている所定の手続を経ていない場合。

オ 正式な書面によらない事項（口頭のみ指示・協議等）の場合。

4 設計変更が「可能」な場合

下記のような場合においては設計変更が可能である。

ア 仮設（任意仮設を含む。）において、条件明示の有無に関わらず当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合。（ただし、所定の手続が必要。）

イ 当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず、工事着手できない場合。

ウ 所定の手続（「協議等」）を行い、発注者の「指示」によるもの。（「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。）

エ 受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合。

オ 受注者の責によらない工期の延期・短縮を行う場合で協議により必要があると認められるとき。

5 設計変更が「可能」な場合の**手続と具体的な事例**

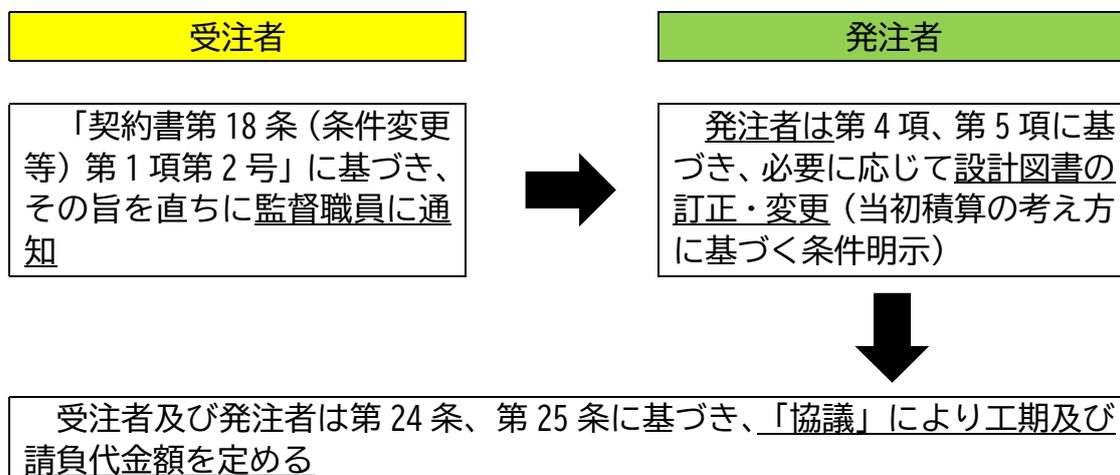
(1) 設計図書に誤り又は脱漏がある場合

(契約書第18条第1項第2号)

ア 設計変更を行うまでの手続

受注者は、信義則上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、発注者は、それが本当に誤っている場合には設計図書を訂正する必要がある。

また、設計図書に脱漏がある場合には、受注者としては、自分で勝手に補って施工を続けるのではなく、発注者に確認して、脱漏部分を訂正してもらうべきである。



イ 具体的な事例

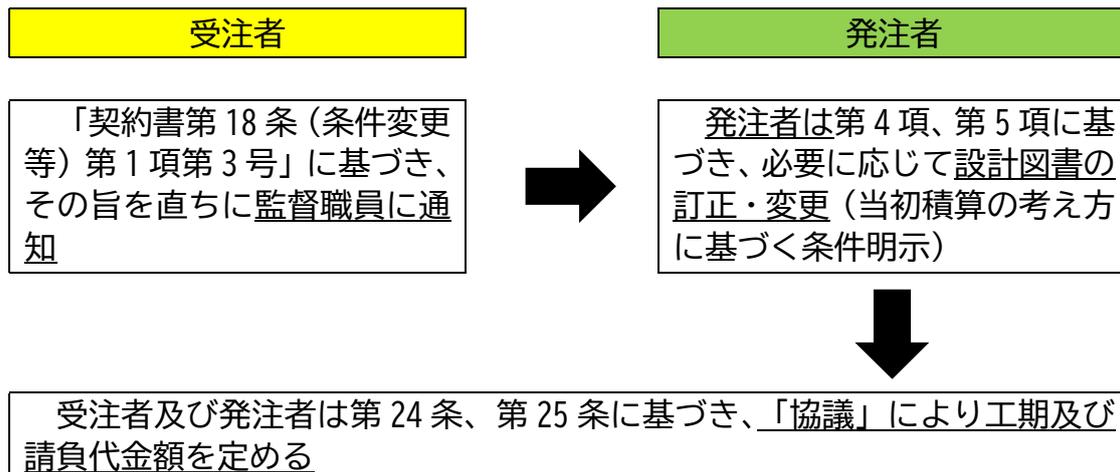
- (ア) 条件明示をする必要があるにもかかわらず、土質に関する一切の条件明示がない場合
- (イ) 条件明示をする必要があるにもかかわらず、地下水位に関する一切の条件明示がない場合
- (ウ) 条件明示をする必要があるにもかかわらず、交通誘導警備員について一切の条件明示がない場合
- (エ) 工事施工上必要な材料名について、図面ごとに一致しない場合
- (オ) 建築、電気設備及び機械設備の各分野の設計内容が互いに整合していない場合

(2) 設計図書の表示が明確でない場合

(契約書第18条第1項第3号)

ア 設計変更を行うまでの手続

設計図書の表示が明確でないことは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事施工に当たってどのように施工してよいか判断がつかない場合などのことである。この場合においても、受注者が勝手に判断して、施工することは不適當である。



イ 具体的な事例

(ア) 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合

(イ) 水替工実施の記載はあるが、作業時若しくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合

(3) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と

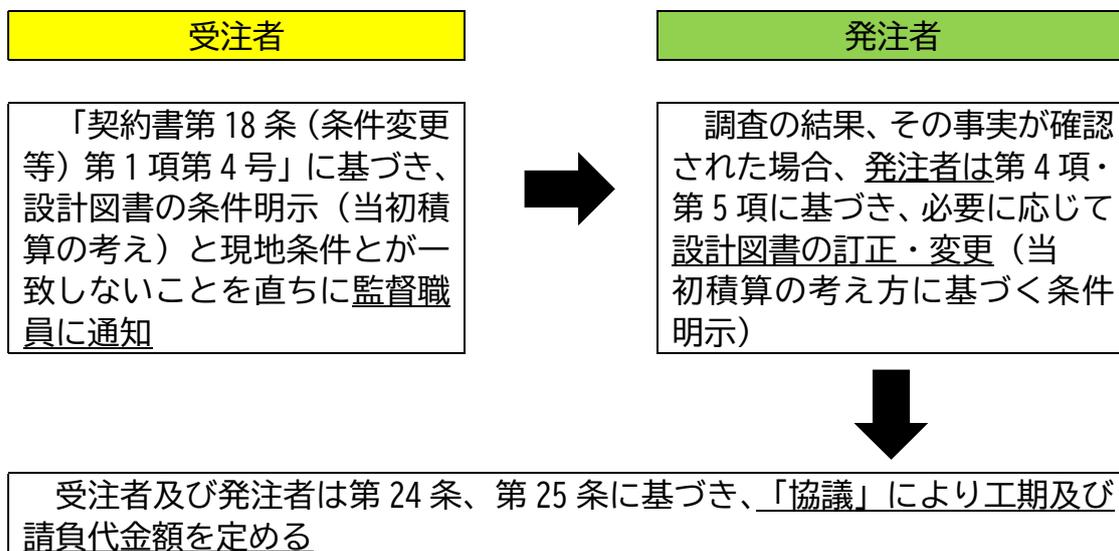
実際の工事現場が一致しない場合

(契約書第18条第1項第4号)

ア 設計変更を行うまでの手続

自然的条件とは、例えば、掘削する地山の高さ、埋め立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無などである。

また、人為的な施工条件の例としては、地下埋設物、地下工作物、土取（捨）場、工事用道路、通行道路、橋梁の補修履歴、工事に関係する法令等が挙げられる。



イ 具体的な事例

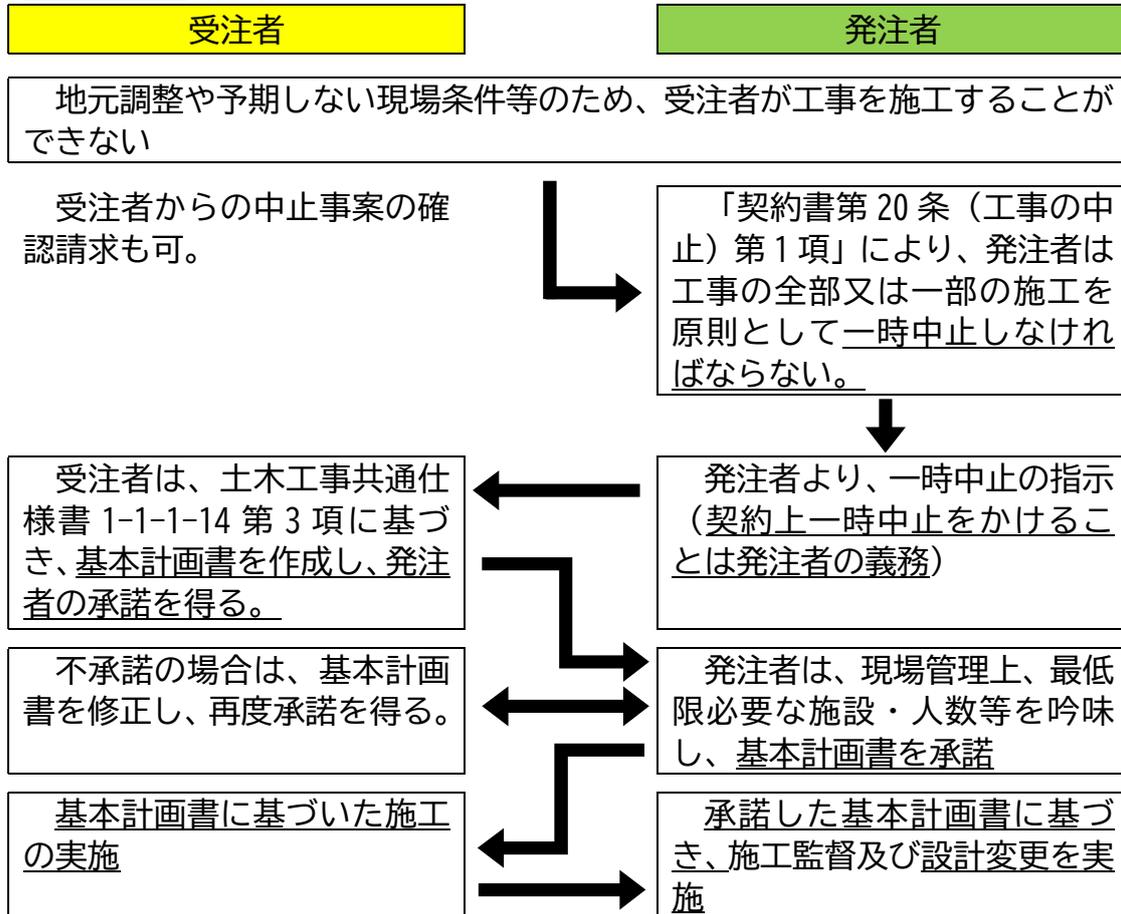
- (ア) 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合
- (イ) 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合
- (ウ) 設計図書に明示された交通誘導員の人数等が規制図と一致しない場合
- (エ) 橋梁保全工事において、設計図書に明示された構造物の状態が実物と一致しない場合
- (オ) 設計図書に明示された想定支持地盤と実際の工事現場が大きく異なる事実が判明した場合
- (カ) 施工中に設計図書に示されていない石綿含有建材を発見し、調査及び撤去が必要となった場合
- (キ) 設計図書に明示された配管・配線等と実際の工事現場における配管・配線等が大きく異なる事実が判明した場合
- (ク) 前頁の手続により行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合
- (ケ) その他、新たな制約等が発生した場合

(4) 工事中止の場合の手続

(契約書第20条)

ア 設計変更を行うまでの手続

受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合の手続（「工事一時中止に係るガイドライン（案）」（国土交通省）参照）



イ 具体的な事例

(ア) 設計図書に工事着工時期が定められた場合、その期日までに受注者の責によらず施工できない場合

(イ) 警察、河川・鉄道管理者等の管理者間協議が未了の場合

(ウ) 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合

(エ) 受注者の責によらない何らかのトラブル（地元調整等）が生じた場合

(オ) 設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない場合

(カ) 予見できない事態が発生した（地中障害物の発見等）場合

(キ) 工事用地の確保ができない等のため工事を施工できない場合

(ク) 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが困難な場合

(ケ) 埋蔵文化財の発掘又は調査、その他の事由により工事を施工できない場合

(5) 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの

ア 現地測量の結果、横断面図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断面図の再作成が必要となるもの。

イ 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断面図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断面図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。

ウ 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。

エ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。

オ 構造物の載荷高さが増加となり、構造計算の再計算が必要となるもの。

カ 現地測量の結果、構造物のタイプが増加となるもの。（標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲を超えるものとして扱う。）

キ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。

ク 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。

ケ 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。

コ 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出。

サ 舗装維持・修繕工事の縦横断設計。（当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。）

なお、設計図書で縦横断面図が示されておらず土木工事共通仕様書「8-12-4-3 路面切削工」「8-12-4-6 オーバーレイ工」「8-12-4-10 (3-2-6-18) アスファルト舗装補修工」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる。

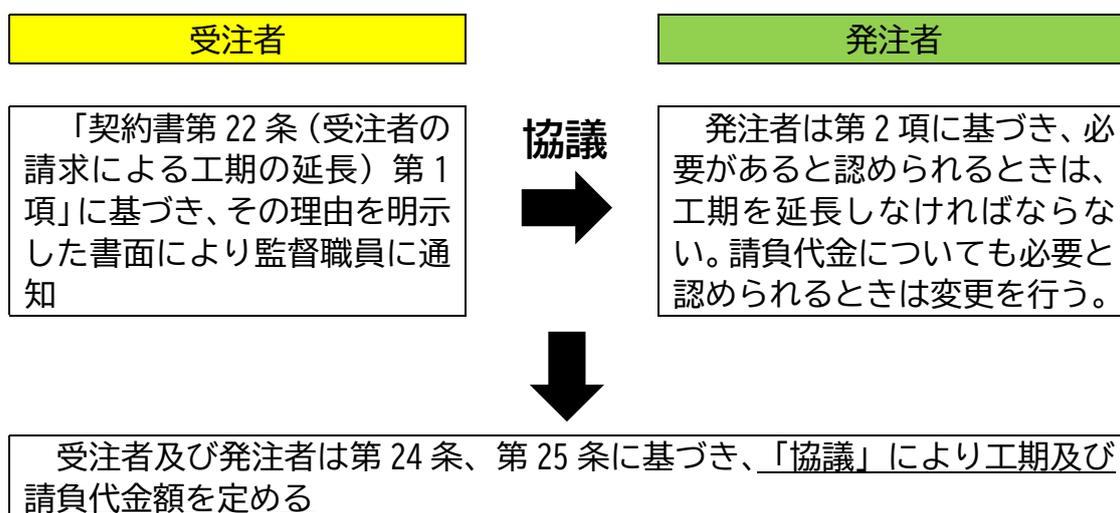
※ 適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとする。

(6) 受注者からの請求による工期の延長

(契約書第 22 条)

ア 設計変更を行うまでの手続

受注者は、天候の不良、関連工事の調整協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、発注者へその理由を明示した書面により工期延長変更を請求することができる。



イ 具体的な事例

(ア) 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合

(イ) 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合

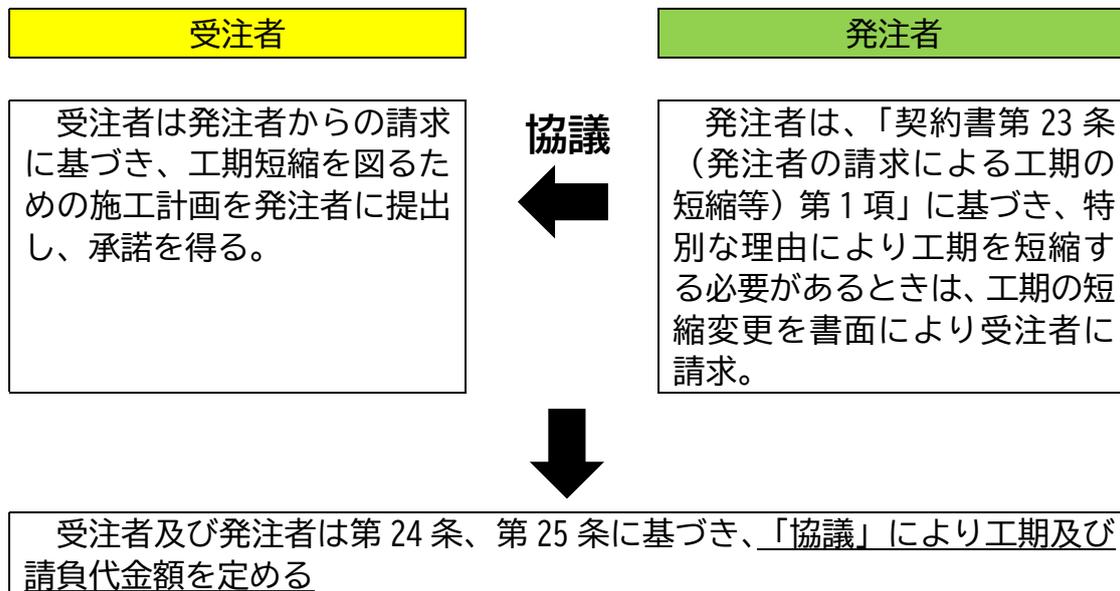
(ウ) その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が生じた場合

(7) 発注者の請求による工期の短縮

(契約書第 23 条)

ア 設計変更を行うまでの手続

発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に書面にて請求することができる。



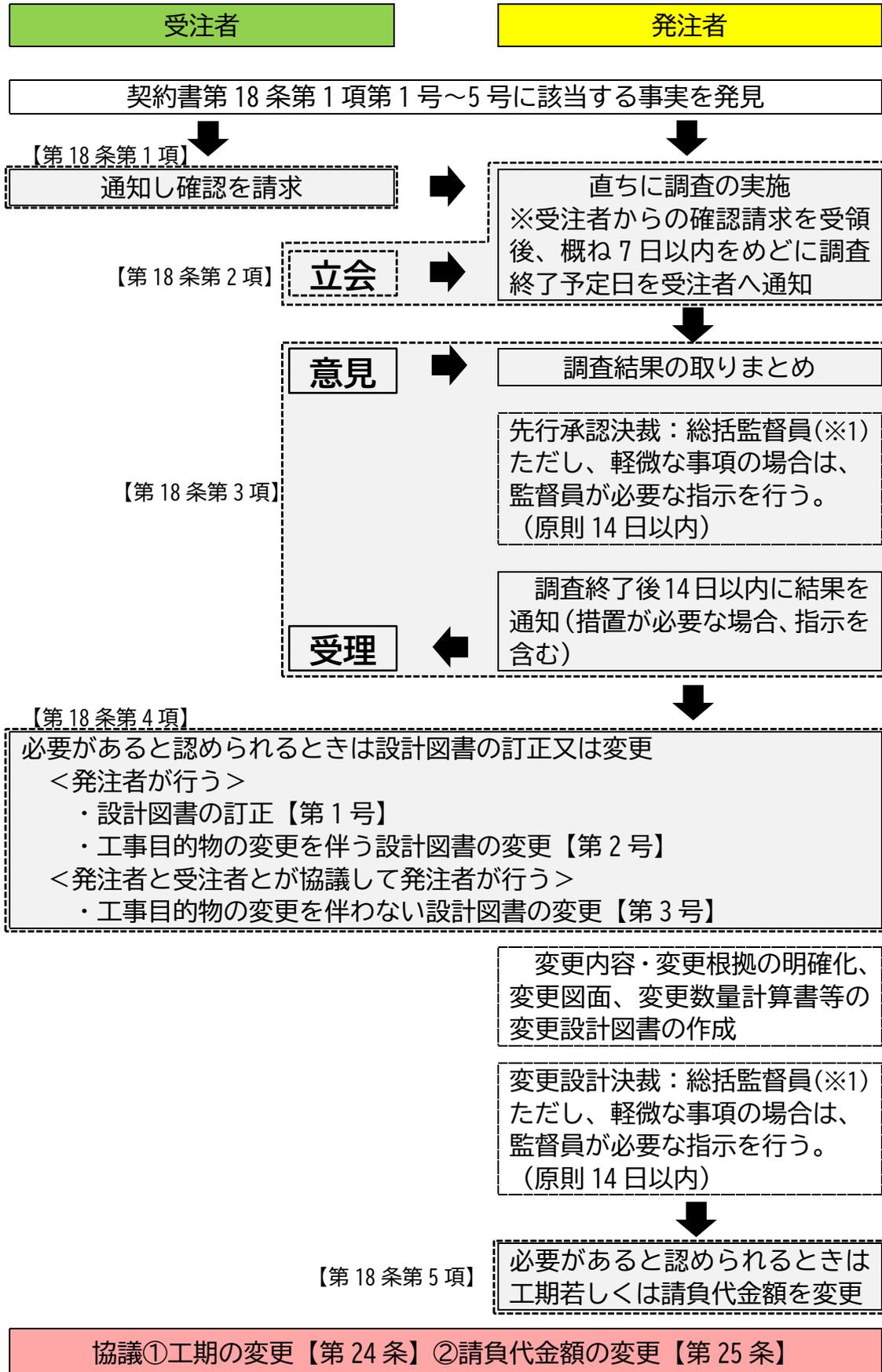
イ 具体的な事例

(ア) 工事一時中止に伴い工期延長が予想され、工期短縮が必要な場合

(イ) 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合

(ウ) その他の事由（地元調整、関係機関調整など）により工期の短縮が必要な場合

(8) 設計変更手順フロー



※1 必要に応じて、管財課、財政課その他関係課等と協議を行うこと。

(9) 設計変更に関わる資料の作成

ア 設計照査に必要な資料作成

受注者は、当初設計等に対して「契約書」第18条第1項に該当する事実が発見された場合、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、これらの資料作成に必要な費用については設計変更の対象としない。

イ 設計変更に必要な資料作成

「契約書」第18条第1項に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、「契約書」第18条第4項に基づき発注者が行うものであるが、受注者に行わせる場合は、以下の手続によるものとする。

なお、これらの資料作成に必要な費用については設計変更の対象とする。

(ア) 設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。

(イ) 設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的な指示を行うものとする。

(ウ) 発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。

(エ) 書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、設計変更の対象とする。

(オ) 増加費用の算定は、設計業務等標準積算基準書によることを基本とする。

6 条件明示について

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約図書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

「土木工事条件明示の手引き（案）令和元年9月関東地方整備局」参照

7 関連事項

(1) 自主施工の原則について

契約書第1条第3項により、設計図書に指定されていなければ、工事实施の手段、仮設物、その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、その責任の所在を明らかにする必要があるから、受注者の裁量の範囲となる。

(2) 施工方法等の指定・任意の考え方

ア 「指定」

工事目的物を施工するための施工条件として仮設・施工方法等を発注者があらかじめ決定する必要がある場合に、設計図書に条件として明示する。

イ 「任意」

「指定」以外をいう。

(3) 施工方法等の指定・任意の使い分け

指定・任意については、契約書第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

ア 発注においては、指定と任意の部分を明確にする。

任意の場合は、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。

なお、営繕工事では、契約条件ではないが、参考図等と明示し、積算に使用した標準的工法等を示すこともある。

イ 任意については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。

ウ 指定・任意ともに当初積算時の想定と現地条件が異なる場合は、設計変更を行う。

エ 任意における下記のような対応は不適切となるので留意する。

- ・ ○○工法で積算しているので、「○○工法以外での施工は不可」との対応。
- ・ 標準歩掛ではバックホウで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応。
- ・ 新技術の活用について受注者から申出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応。

オ 指定と任意の考え方を以下に示す。

	指 定	任 意
設計図書	施工方法等について具体的に指定する	施工方法等について具体的に指定しない
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意 (施工計画書等の修正、提出は必要)
施工方法の変更がある場合の設計変更	<u>設計変更の対象とする</u>	<u>設計変更の対象としない</u>
条件明示の変更に対応した設計変更	<u>設計変更の対象とする</u>	<u>設計変更の対象とする</u>
その他	<指定仮設とすべき事項> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川堤防と同等の機能を有する仮締切りの場合 ・ 仮設構造物を一般交通に供する場合 ・ 関係官公署との協議により制約条件がある場合 ・ 特許工法又は特殊工法を採用する場合 ・ その他、第三者に特に配慮する必要がある場合 ・ 他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設 	

8 設計変更事例（主な事例）(ア)

(1) 工事目的物の形状・寸法や仕様の変更①

用地取得を前提として工事契約した一部分について用地交渉が不調となったため、その区間では設計どおりの構造で施工が不可能なことから、用地取得範囲内ですりつけ構造として変更した。

当初設計		変更設計
<ul style="list-style-type: none"> ・工事用地に関する施工条件として用地取得時期を明示 ・予定どおり処理できない場合は、監督職員と協議する。 <p>と示されていた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一部分について用地交渉が不調となった。 <p style="text-align: center;">設計どおりの構造での施工は不可能。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・用地取得範囲内ですりつけるよう暫定構造とする。 ・変更した設計図書に基づき変更設計とする。

ポイント

契約書第 19 条（設計図書の変更）では発注者は必要があると認めるときは自らの意思で設計図書を変更できるとされており、工事目的物の変更を受注者に通知し、工期又は請負代金の変更を行う。

(1) 工事目的物の形状・寸法や仕様の変更②

当初想定していた支持地盤が試験杭の施工やボーリング調査結果から強度不足が判明したので、基礎工の構造を変更した。

当初設計		変更設計
<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書には土質柱状図及び支持地盤となる岩盤線が示されていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・試験杭の施工やボーリング調査結果から強度不足が判明した。 <p style="text-align: center;">支持地盤の強度が不足している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・試験杭の施工結果より工事一時中止を指示する。 ・ボーリング調査を追加する。 ・土質変更に伴う基礎杭長、基礎杭径等の変更について設計図書に明示する。 ・一時中止の増加費用、ボーリング調査費用及び変更設計図書に基づく基礎構造の費用を計上する。

ポイント

契約書第 19 条（設計図書の変更）では発注者は必要があると認めるときは自らの意思で設計図書を変更できるとされており、工事目的物の変更を受注者に通知し、工期又は請負代金の変更を行う。

8 設計変更事例（主な事例）(ア)

(1) 工事目的物の形状・寸法や仕様の変更③

土質条件が現場と設計で一致せず、薬液注入率を変更した。

当初設計

・当該箇所の土質条件は、設計図書に「土質柱状図」及び「薬液注入工法」が示されていた。

・土質条件が現場と設計で一致しなかった。

土質条件が設計と異なっているため、薬液注入率を見直す必要がある。

変更設計

・土質条件の変更を設計図書に明示する。

・変更後の薬液注入率で費用を計上する。

ポイント

設計図書の変更内容は施工条件である「土質柱状図の変更」であり、これに伴う薬液注入率の変更は設計図書の変更ではなく、単に積算の変更となる。

(※) この場合、薬液注入率の変更を明確に伝える必要がある。

※通常、注入量、注入率等については、特記仕様書等で「条件明示」している。

(2) 工事目的物の追加①

埋設管が工事の支障となるため、既設管を一部撤去し、埋設管の切り回し工事を追加した。

当初設計

・既設管は、設計図書には示されておらず、その対処方法については監督職員が別途指示する。

と示されていた。

・埋設管が工事の支障となった。

施工箇所の掘削範囲に埋設管がある。

変更設計

・既設埋設管を一部撤去し、新規に切り回しする埋設管の位置、規格、数量等を設計図書に明示する。

・既設埋設管の一部撤去費用と新規切り回し埋設管の敷設費用を計上する。

ポイント

工事に影響する可能性が大きいいため特記仕様書等又は図面には「存在」を記しておき、設計変更の対象とする可能性を示唆しておき、施工過程での調査内容については速やかに監督員に通知し、その確認を請求すること。

【契約書第 18 条（条件変更等）】

8 設計変更事例（主な事例）(ア)

(3) 施工数量の増減①

一部用地において所有者との交渉が難航して、契約工期内に工事が完成できない見通しとなり、当該施工箇所の一部工事を取りやめた。

当初設計

・工事用地に関する施工条件として用地取得時期が明示されていた。また、予定どおり処理できない場合は、監督職員と協議する。

と示されていた。

・一部用地において所有者との交渉が難航した。

変更設計

・工事の一時中止を指示し、工期延長を行い、工期延長等に伴う増加費用を計上する。

その後

・用地未取得箇所の工事数量を減じ積算する。

ポイント

設計図書を変更する必要がある場合、数量増減に伴う請負代金額の変更を行う。
【契約書第 19 条（設計図書の変更）】

(3) 施工数量の増減②

工事施工箇所に家屋移転補償済みの家屋があるが、当初想定していた時期より移転が遅れたため当該施工箇所の一部工事を取りやめた。

当初設計

・用地未取得地の範囲、確保見込時期が設計図書に示されていなかった。

・当初想定した移転時期より遅れた。

変更設計

・工事の一部中止を指示するとともに設計図書の変更を行う。

・変更した設計図書に基づき変更設計とする。

【契約書第 19 条（設計図書の変更）】

ポイント

用地の確保時期は施工計画に影響を与えるため、移転未了の見込時期等も明示しておく必要がある。

8 設計変更事例（主な事例）(㊦)

(4) 施工方法等の変更①

排水基準を満足する水質で排水したところ、濁水のために水質汚濁が危惧されたため、濁水処理設備を追加した。

当初設計

・当初設計図書には水質汚濁に関する特別な事項は示されていないかった。

・濁水のために水質汚濁が危惧された。

変更設計

・水質管理に伴う処理剤及び濁水処理設備の機能、稼働時間について明示する。

・変更積算は濁水処理設備等について計上する。

ポイント

本来ならば、濁水処理設備の必要性の有無も含めて受注者が自主的に施工する範囲であるが、濁水という状況下においてその必要性が認められたもの。

(4) 施工方法等の変更②

地元要望により、振動発生の懸念があるとして発注者に工法変更の申入れがあり、工法変更をした。

当初設計

・仮締切りの施工については、打ち込みを高周波バイプロハンマ、引き抜きを電動式バイプロハンマ方式により施工方法を想定している。また、現地の状況により難しい場合は、監督職員と協議する。

と示されていた。

・地元要望により、振動発生の懸念があるとして発注者に工法変更の申入れがあった。

変更設計

・受注者と協議の上、鋼矢板の打ち込み、引き抜き工法を変更する。

・特記仕様書等で工法を指定する。

ポイント

契約時点では、最も合理的な工法として想定したものであるが、地元から要望を寄せられた時点で、発注者は相談内容を調査し、「周辺住民に振動による悪影響を及ぼさない施工方法を採用すること」という施工の制約を変更特記仕様書等に示し、設計変更の対象とする必要がある。

8 設計変更事例（主な事例）(ア)

(4) 施工方法等の変更③

工事用道路の振動抑制対策について地元要望があり、調査の結果、砕石による補修だけでは解決しないため敷鉄板の敷設を追加した。

当初設計

・工事用道路に関しては「既設のものを使用」することとしており、補修に関しては補修材の材質、数量の明示がされていた。

・工事用道路の振動抑制対策について地元要望があった。

変更設計

・工事用道路の整備について補修材料及び敷鉄板の敷設数量を明示する。

・敷鉄板の敷設費用及び損料を計上する。

ポイント

施工手段や仮設は本来任意であるが、重要な仮設物や特別に地元と約束がある場合などの仮設については指定仮設として設計図書に示すことになる。この場合、地元要望に基づき施工条件の変更となったため設計変更の対象とする。

(4) 施工方法等の変更④

現道切り回し作業を夜間とすることを警察協議により条件に付された。これにより、昼間とは別に夜間作業に伴う交通整理員の配置が必要となった。

当初設計

・「全作業は昼間作業」という施工時間帯が施工条件として示されている。また、車両出入口の箇所数と交通整理員の人数が示されていた。

・現道切り回し作業を夜間とすることを警察協議により条件に付された。

**現道切り回し作業は
夜間に行くこと。**

変更設計

・以下の3点について設計図書に条件明示する。

- ①夜間作業の区分
- ②交通整理員の夜間作業時間帯及び員数
- ③夜間作業の変更に伴う工期の延長

・夜間作業に伴う積算の変更と交通整理員の費用を計上。

ポイント

当初の特記仕様書等では作業が昼間を前提としており、交通整理員の配置も昼間のみであった。しかし、警察協議により夜間作業に条件変更となったため設計変更の対象とする。

8 設計変更事例（主な事例）(ア)

(4) 施工方法等の変更⑤

当初見込んだ道路使用が許可されず、クレーン及び仮設プラントの設置用に仮栈橋を設けることとした。

当初設計

・当初の特記仕様書等では仮設備の設置方法についての指定が示されており、設置箇所は車道の1車線規制が可能である旨の施工条件が示されていた。

・当初見込んだ道路使用が許可されなかった。

変更設計

・施工ヤードとして仮栈橋工を設計図書に追加し、変更設計図書に従い仮栈橋工を計上。

ポイント

条件明示に先だって、道路使用が可能であるか事前の調査・検討が必要であった。条件明示と現場環境が異なるため、施工ヤードの内容を変更して対応した。

(4) 施工方法等の変更⑥

当初設計では、掘削に当たり水替えポンプを想定していたが、予想以上に湧水が多く、ウェルポイント工法を追加した。

当初設計

・当初設計図書には水替ポンプの規模と数量が示されていた。

Φ〇〇×台数を想定しているが、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。

と示されていた。

・予想以上に湧水が多く、ウェルポイント工法を追加した。

変更設計

・ウェルポイントの追加に伴って水替工のポンプ台数を減じて積算。

・ウェルポイント工法の費用を計上。

ポイント

一般に工事の施工条件は、たとえ常識的な範囲であっても、具体的な数値等を設計図書に明示しておくことが望ましい。

8 設計変更事例（主な事例）(ア)

(5) 工事中止、工事着手時期の変更、工期の変更①

用地取得交渉に不測の日数を要したため一時中止し、工期延長を行った。

当初設計

・工事用地に関する施工条件として用地取得時期が明示されていた。また、予定どおり処理できない場合は、監督職員と協議する。

と示されていた。

・用地取得交渉に不測の日数を要した。

変更設計

・工事の一時中止を指示し、工期延長を行い、増加費用を計上。

【契約書第 20 条(工事の中止)】

ポイント

発注者は、施工条件として用地未処理部分がある場合は、処理の見込時期を明らかにするとともに事実上施工が不可能なときは、時機を逸せず工事の一時中止を速やかに指示する必要がある。

(5) 工事中止、工事着手時期の変更、工期の変更②

地元漁業関係者より漁業への影響があるとして工事計画（工事に伴う排水計画）の再検討について要望が出されたため、地元合意が成立するまで工事一時中止を行った。

当初設計

・当初、特記仕様書等には排水計画を作成し監督職員の承諾を得る。

と示されていた。

・地元漁業関係者より漁業への影響があるとして工事計画の再検討について要望が出された。

変更設計

・速やかに工事の一時中止の指示を行う。

・工事一時中止に伴う増加費用を計上。

【契約書第 20 条(工事の中止)】

ポイント

地元からの計画見直しの要望により、発注者が工事の中止が必要と判断したものであり、工事の全部又は一部の施工を中止させることができる。このとき一時中止に伴う増加費用について受注者と協議して費用を見込まなければならない。

8 設計変更事例（主な事例）(ア)

(5) 工事中の中止、工事着手時期の変更、工期の変更③

予期せぬ河川の増水により護岸基礎の施工ができず、その後の法覆工施工を含めると当初工期内で完了できないため、工期延長を行った。

当初設計

・当初設計では現況河川の平水位が示されていた。

・予期せぬ河川の増水により護岸基礎の施工ができず、その後の法覆工施工を含めると当初工期内で完成できなくなった。

変更設計

・受注者から河川の増水により施工が不可能である旨を説明（工事期間中の水位観測、天気調査結果、写真、工程表等）。
・工期の延長を行い、増加費用を計上する。
【契約書第 22 条（受注者の請求による工期の延長）、第 24 条（工期の変更方法）】

ポイント

河川の増水が予期できないものか否かの判断がポイント。例年とは異なる水位の状況であり、施工できない水位であることを示さなければならない。

(5) 工事中の中止、工事着手時期の変更、工期の変更④

橋梁保全工事において、当初設計で想定していない補修履歴や添架物が発見され、工法の見直しに必要な期間について、工期延長を行った。

当初設計

・当初設計図面に構造物の諸元が示されており、現地と差異がある場合は、監督職員と協議する。

と示されていた。

・当初図面に記載のない事象により、想定していた施工方法では施工ができなくなった。

変更設計

・施工方法等の見直しに必要な期間について、一時中止を指示し、工期延長を行う。
・一時中止に伴う増加費用を計上する。
【契約書第 20 条（工事の中止）】

ポイント

橋梁補修等においては、現地調査を行うまで、当初設計との差異が明らかにならないことが多い。当初の施工条件と現地に差異があり、工法等の見直しが必要な場合には、速やかに工事の一時中止を指示し、一時中止に伴う増加費用について受注者と協議の上、費用を見込まなければならない。

8 設計変更事例（主な事例）(㊦)

(6) 工期短縮に伴う変更①

当初設計時点の現場条件と現地に違いがあり新規工種を追加したが、供用日が決まっており、追加工種分の工期延期ができず、当初工期のまま施工を指示した。

当初設計

・設計時点において必要とされる作業を計上していた。

・現場条件の変更により、工種を追加したが、供用日が決まっていたため、当初工期のまま施工することになった。

変更設計

・受発注者間で工種追加に伴う工程上の影響を確認し、工期短縮の方法を検討の上、合意した内容に基づき、必要な費用を追加する。
・施工時間の延長
・建設機械の増 など

ポイント

工種追加により、作業が増えているが、工期を延期しない場合は、その影響が作業段取り等に出てくる可能性があり、必要性を確認の上、費用を見込まなければならない。

(6) 工期短縮に伴う変更②

工事一時中止により2か月の工期延期になるところ、供用日が決まっているため、工期延期を1か月とし、1か月間の工期を短縮する施工を指示した。

当初設計

・作業に必要な日数から工期を算定していた。

・工事一時中止が発生し、工期延期になるところ、供用日が決まっているため、1か月工期短縮する施工方法を計画し、実施することになった。

変更設計

・受発注者間で1か月工期短縮する方策について確認し、合意した内容に基づき、必要な費用を追加する。
・PC製品導入に伴う増
・建設機械の増
・夜間施工に伴う増など

ポイント

工事数量に変動はないが、工程短縮するために作業時間や機械セット数を増やす必要がある場合、その必要性を確認の上、費用を見込まなければならない。